

ひょうごフィールドパビリオン広告展開業務 仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン広告展開業務

2 業務目的

大阪・関西万博開幕まで残り3か月を切った中、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という）の魅力を着実に発信し、より多くの方々にFPコンテンツに「来て、見て、学び、体験」していただくため、FPと親和性が高いテーマやストーリーに興味関心を示す方々や首都圏在住者等を重点ターゲットに、FPの魅力を効果的、効率的に発信し、本県への訪問やFPへの誘客に繋げることを目的とする。

【参考】FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

本県万博推進局YouTube：<https://www.youtube.com/@user-qolfw4gm9g/featured>

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的なプロモーションとなるよう、随時県と協議、連携しながら業務を進めること。

なお、企画提案にあたっては、広告配信のリーチ数などプロモーション効果が分かるような数値を明記すること。

（1）FPと親和性が高いテーマやストーリーに沿った広告配信

FPと親和性が高いテーマやストーリーに興味関心を示す方々に対し、FPの魅力がリーチするような広告配信を実施すること。

- ① FPと親和性が高いテーマやストーリーについては、以下例示を参照のうえ、3分野以上を選定し、その分野に沿った広告配信を行うこと。

※例示 「日本酒」

⇒酒米の王者・山田錦、兵庫の特色ある酒づくり（宮水、丹波杜氏、灘五郷・・・）など

「建築/アート」

⇒安藤忠雄建築、明石海峡大橋、ヨドコウ迎賓館など

「牛肉」

⇒神戸ビーフ、但馬牛など

「環境保護」

⇒「自然エネルギーを活用した湯村温泉・湯がき体験」や「野生復帰したコウノトリが教える自然環境」など

「衣服・ファッション」

⇒播州織、ウール、皮革、豊岡鞆など

参考 URL <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/story/>

- ② 広告媒体としては、上記テーマやストーリーに興味を示す方々が目にするような専門誌や業界紙等への記事広告（ウェブ版も可）を想定しているが、各々のターゲットに最も効果的、効率的にリーチする手法とする。

（SNS 広告やウェブ広告等も可）

- ③ ターゲティングは、上記テーマやストーリーに興味を示す日本人とする。

（２）首都圏広告の展開

首都圏在住者にFPの魅力を広くリーチできるよう、首都圏の主要駅（駅内サイネージ、ポスター掲示等）や街中ビジョン等を活用とした広告を実施すること。

- ① 最大限の費用対効果を発揮できる広告媒体・期間とする。
- ② ターゲティングは首都圏在住の日本人とする。
- ③ 広告展開にあたって必要な動画の編集やデザイン制作も行うこと。
- ④ 広告用動画（横長版、15秒版と30秒版あり）やポスターについては、県で持ち合わせているものがあるのでそれを用いても構わない。
- ただし、縦型の動画が必要な場合やポスター等の印刷費用（必要枚数分）については費用計上すること。

（３）その他プロモーションの実施

上記以外で、業務目的に照らし、SNS 広告やウェブ広告など提案者の強みを活かした効果的なプロモーションがあれば、提案を行うこと。

（４）留意事項

本業務における成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認等の一切の業務を含むものとする。

5 納品

（１）成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

（２）納品場所

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課
（神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 2 号館 3 階）

（３）納品方法

電子メール

（４）納品期限

令和 7 年 3 月 31 日（月） 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を

作成し、業務開始時までには県に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。

(6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。